

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市の新しい文化として定着しつつある「せとうちみなとマルシェ」(以下「マルシェ」という。)を核として、交流拠点である今治港に県内外から新たな人の流れを呼び込み、中心市街地のさらなる賑わいを創出するとともに、周遊観光を促進する取り組みを展開して観光消費の拡大を図るため、今治港周辺観光客誘致助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旅行会社 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

(2) ツアー 旅行会社が主催する観光バスツアー等のことをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、旅行会社がバス等を借り上げて今治市内の観光関連施設(以下「施設」という。)を周遊するツアーであって、次に掲げる全ての事項を満たす事業とする。

(1) バス等1台につき10名以上の参加者(乗務員及び添乗員を除く。)があること。

(2) 使用車両等は、民間貸切バス等であること。ただし、レンタカーは除く。

(3) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が主催し、又は共催するものでないこと。

(4) ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。

(5) せとうちみなとマルシェを来訪するツアーとすること。

(助成対象事業者、助成金額・クーポン及び助成条件)

第4条 助成対象事業者、助成金額及び助成条件は別表に定めるところとする。ただし、次の各号に該当する者は対象としない。

(1) 今治市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかに該当する者

(2) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していないもの。

(助成対象期間)

第5条 助成対象となるツアーの期間は、次のとおりとし、出発日を基準として決定する。

(1) 申請期間 令和8年6月6日から令和9年2月26日まで

(2) ツアー設定期間 令和8年6月27日から令和9年3月28日まで

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、助成の対象となるツアーの実施日の10日前までに、会長に、次の各号に定める書類を各1部提出し、助成金申請を行わなければならない。

- (1) 今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) ツアー日程表(様式自由 マルシェ来訪予定日時が記載されているもの)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該申請書等の審査を行い、助成金の交付又は不交付決定したときは、今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号。以下「交付(不交付)決定通知書」という。)により申請者に通知する。

- 2 会長が、申請内容について資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料を求めることができる。
- 3 会長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の交付の決定に当たって条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第8条 助成対象事業者は、次の各号の全てに該当する場合に限り、申請書の内容を変更することができる。

- (1) 助成金の交付を受ける前の日までに当該変更を行うとき。
- (2) 助成対象事業者の責によらないと認められる又は当該変更が合理的と認められる変更があるとき。

2 前項に規定する変更を行う場合は、今治港周辺観光客誘致助成事業助成金変更承認申請書(別記様式第3号)を速やかに提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修正等の変更については、報告に代えることができる。

3 前項に該当する場合で、助成対象経費の金額が変更となるときは、変更前の助成対象経費の金額を上限とし、変更に応じて減額のみを行い、増額は行わないものとする。

4 会長は、前2項の規定による書類を受理したときは、当該申請書の審査を行い、助成金の変更を承認したときは、今治港周辺観光客誘致助成事業助成金承認(不承認)通知書(別記様式第4号)により申請者に通知する。

(事業の中止)

第9条 助成対象事業者は、事業を中止しようとするときは、今治港周辺観光客助成事業助成金中止届出書(別記様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(立ち寄り証明書)

第10条 助成対象事業者は、当該ツアー開催時、マルシェ開催本部からせとうちみなとマルシェ立ち寄り証明書（別記様式第6号）の発行を受けるものとする。

(宿泊証明書)

第11条 助成対象事業者は、当該ツアー開催時、今治市内で宿泊した場合、宿泊事業者から宿泊証明書（別記様式第7号）の発行を受けるものとする。

(実績報告)

第12条 助成対象事業者は、当該ツアー催行後すみやかに次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) ツアー実績報告書（別記様式第8号）
- (2) ツアー日程表の実績（様式自由 マルシェ来訪日時が記載されているもの）
- (3) せとうちみなとマルシェ立ち寄り証明書（別記様式第6号）
- (4) 宿泊証明書（別記様式第7号）
- (5) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 会長は、前条の規定により、実績報告書及び添付書類を受理した場合には、その報告に係る助成事業等の成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、助成金交付額を確定し、今治港周辺観光客助成事業助成金交付額確定通知書（別記様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第14条 前条の規定により助成金の交付額の確定を受けた助成対象事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、今治港周辺観光客誘助成金請求書（別記様式第10号）を提出しなければならない。

(助成金の取消)

第15条 会長は助成対象事業者が次の各号に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 会長は前項の規定による取り消しをした場合は、交付決定取消及び変更通知書（別記様式11号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 会長は前条の規定により、助成金の交付後に決定を取り消した場合において、助成対

象事業者に対し期限を定めて助成金を返還させるものとする。

（天災等による特例）

第17条 天災地変等（新型コロナウイルス感染症を含む。）により、助成対象事業者及び当該助成対象事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより助成対象期間内での稼動及び経費の支払いが困難となった場合等で、会長がやむを得ないと認めた場合は、催行日を変更できるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

別表

助成事業者	助成金額	助成条件
旅行会社	県外からのツアー参加者一人あたり1,500円(市内宿泊ありの場合、2,000円)、県内(本市は除く)からのツアー参加者一人あたり1,000円(市内宿泊ありの場合、1,500円)とし、これに参加者の数を乗じたものとする。 また、せとうちみなとマルシェで利用できるクーポン(500円分)を参加者に対し提供するものとする。ただし、本助成交付事業とは別事業である宿泊施設連動事業において以下、宿泊加盟店で、マルシェで利用できるクーポンのお申込みをされた方が発覚した場合は、クーポンは、提供できないものとする。 ・宿泊連動事業加盟店 ① ホテル菊水今治 ② 米長旅館 ③ ホテル七福 ④ ビジネス旅館笑福 ⑤ 海舟亭 ⑥ 今治プラザホテル ⑦ 今治ポートサイドホテル ⑧ ルートイン今治 ⑨ 今治アーバンホテル ⑩ しまなみプライムホテル今治 ⑪ 今治ステーションホテル ⑫ ホテルクラウンヒルズ今治 ⑬ シクロの家 ⑭ JRクレメントイン今治 ⑮ ホテルアジュール汐の丸 ⑯ COZY HOTEL NUKUI shimanami ⑰ 大潮荘 ⑱ 美賀登 ⑲ 茶梅旅館 ⑳ 大三島憩いの家 ㉑ 今治国際ホテル ㉒ 休暇村瀬戸内東予	マルシェ立ち寄り当日、会場本部にてせとうちみなとマルシェ立ち寄り証明書の交付の証明を得ること。 市内宿泊ありの場合のみ、宿泊事業者から宿泊証明書を得心すること。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）せとうちみなとマルシェ実行委員会長

申請者 郵便番号
住 所
事業者名
代表者 職・氏名

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付申請書

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付要綱第6条の規程により、関係書類を添えて次のとおり助成金の交付を申請します。

催行日	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
ツアー名			
ツアー参加予定人数（※）	県外観光客（市内宿泊あり）	人	（@2,000円）
	〃 （市内宿泊なし）	人	（@1,500円）
	県内観光客（市内宿泊あり）	人	（@1,500円）
	〃 （市内宿泊なし）	人	（@1,000円）
申請額	県外観光客（市内宿泊あり）	円	
	〃 （市内宿泊なし）	円	
	県内観光客（市内宿泊あり）	円	
	〃 （市内宿泊なし）	円	
せとうちみなとマルシェ 参加人数	人	（@500円） ※当日現地提供	
マルシェ立ち寄り予定日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで		

※参加予定人数は、乗務員及び添乗員を除く市外観光客の人数とする。

【添付書類】

ツアー日程表（様式自由 マルシェ来訪予定日時が記載されているもの）

担当者

職		氏名	
電話番号			
Eメール			

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

せとうちみなとマルシェ実行委員会長

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今治港周辺観光客誘致助成事業助成金の支給について、次の理由により交付する（しない）ことと決定したので通知します。

交付しないことと決定した理由

年 月 日

（あて先）せとうちみなとマルシェ実行委員会長

申請者 郵便番号
住 所
事業者名
代表者 職・氏名

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった事業を次のとおり変更したいので、
今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付要綱第8条により、申請します。

1 既に交付決定を受けている事業内容

催行日	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
ツアー名	

2 変更内容（日付・人数等、具体的に記載してください）

変更前	変更後

3 添付書類

（1）変更予定後のツアー日程表（様式自由 マルシェ来訪予定日時が記載されているもの）

担当者

職		氏名	
電話番号			
Eメール			

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

せとうちみなとマルシェ実行委員長

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった今治港周辺観光客誘致助成事業助成金の変更については、次のとおり承認したので通知します。

承認の内容

（不承認の理由）

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

（あて先）せとうちみなとマルシェ実行委員長

申請者 郵便番号
住 所
事業者名
代表者 職・氏名

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金中止届出書

年 月 日付けで交付決定通知のあった事業を、次の理由により中止いたしますので、
今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付要綱第 9 条により、申請します。

催行日	年 月 日から 年 月 日まで
ツアー名	
中止の理由	

担当者

職		氏名	
電話番号			
E メール			

年 月 日

せとうちみなとマルシェ立ち寄り証明書

ツアーの名称等	
旅行事業者名	
立ち寄り日	年 月 日
立ち寄り人数（※）	県外観光客 人 県内観光客 人 （乗務員・添乗員を除く）
備考	

※ 立ち寄り人数は、当日マルシェに参加した市外観光客の人数とする。

証 明 者 せとうちみなとマルシェ本部

所 在 地

代 表 者 名

印

年 月 日

宿泊証明書

ツアーの名称等	
旅行事業者名	
宿泊日	年 月 日
宿泊人数（※）	県外観光客 人 県内観光客 人 （乗務員・添乗員を除く）
備考	

※ 宿泊人数は、当日マルシェに参加した市外観光客の人数とする。

証 明 者

所 在 地

代 表 者 名

印

別記様式第 8 号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）せとうちみなとマルシェ実行委員会長

申請者 郵便番号
住 所
事業者名
代表者 職・氏名

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金実績報告書

年 月 日 付で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施されましたので、今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付要綱第12条の規程により、関係書類を添えて提出します。

催行日	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
ツアー名			
ツアー参加人数（※）	県外観光客（市内宿泊あり）	人	（@2,000円）
	〃 （市内宿泊なし）	人	（@1,500円）
	県内観光客（市内宿泊あり）	人	（@1,500円）
	〃 （市内宿泊なし）	人	（@1,000円）
実績額	県外観光客（市内宿泊あり）	円	
	〃 （市内宿泊なし）	円	
	県内観光客（市内宿泊あり）	円	
	〃 （市内宿泊なし）	円	
せとうちみなとマルシェ 参加人数	人		（@500） ※当日現地提供
マルシェ立ち寄り日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで		

※参加人数は、乗務員及び添乗員を除く市外観光客の人数とする。

【添付書類】

ツアー日程表の実績（様式自由 マルシェ来訪日時が記載されているもの）

せとうちみなとマルシェ立ち寄り証明書（様式第 6 号）

宿泊証明書（様式第 7 号）（市内宿泊ありの場合のみ）

担当者

職		氏名	
電話番号			
Eメール			

別記様式第9号（第13条関係）

年 月 日

様

せとうちみなとマルシェ実行委員会長

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった今治港周辺観光客誘致助成事業助成金の支給について、次のとおり金額を確定したので通知します。

交付確定額

円

別記様式第10号（第14条関係）

年 月 日

（あて先）せとうちみなとマルシェ実行委員会長

申請者 郵便番号

所在地

事業者名

代表者 職・氏名

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金請求書

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金交付要綱第14条により、助成金交付の請求をします。

1 催行日 _____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日まで

2 ツアー名 _____

3 請求金額 ¥ _____

4 振込先

金融機関名		(金融機関コード)
支店名等		(支店コード)
預金種別	1.普通 2.当座(該当するものを○で囲んでください)	
口座番号 (右づめ)		
フリガナ 口座名義人		

担当者

職		氏名	
電話番号			
Eメール			

年 月 日

今治港周辺観光客誘致助成事業助成金 交付決定取消・変更通知書

様

せとうちみなとマルシェ実行委員会長

令和 年 月 日付けで交付決定を行った今治港周辺観光客誘致助成事業助成金について、次の理由により交付を取消・変更することに決定しましたので通知します。

記

1	交付決定額（変更後）	金	円
	交付決定額（変更前）	金	円